

公告 第 243 号  
令和 8 年 3 月 13 日

被保険者各位

テレビ朝日健康保険組合  
理事長 佐々木 克己



公 告

令和 8 年 3 月 11 日付で関東信越厚生局長より組合規約の変更が認可されましたので、組合規約第 5 2 条により公告いたします。

■組合規約 新旧条文対照表 (別添)

以上

## 組合格約 新旧条文対照表

改正後	改正前
<p>第1条～第27条 略</p> <p>(理事、理事長及び監事の選挙)</p> <p>第28条 理事、理事長及び監事は、無記名投票による選挙により行わなければならない。</p> <p><u>ただし、候補者の数が選挙すべき理事、理事長及び幹事の定数を超えない場合は、この限りではない。</u></p> <p>第29条～第30条 略</p> <p>(理事会の決定事項)</p> <p>第31条 次の各号に掲げる事項は、理事会において決定する。</p> <p>(削除)</p> <p>(1) <u>常務理事の選任及び解任の同意</u></p> <p>(2) <u>事業運営の具体的方針</u></p> <p>(3) <u>準備金その他の財産の保有及び管理の具体的方法</u></p> <p>(4) <u>この規約に定める事項</u></p> <p>(5) <u>その他事務執行に関する事項で理事会において必要と認めたもの</u></p> <p>第32条～第44条 略</p> <p>(保険料及び調整保険料の負担割合)</p> <p>第45条 一般保険料額及び調整保険料額の90分の56.25は事業主、90分の33.75は被保険者において負担する。(小数点以下4位を四捨五入する)</p> <p>(介護保険料額の負担割合)</p> <p>第45条の2 介護保険料額の事業主と被保険者の割合は、折半とする。(小数点以下4位を四捨五入する)</p> <p><u>(子ども・子育て支援金額の負担割合)</u></p> <p><u>第45条の3 子ども・子育て支援金額の事業主と被保険者の割合は、折半とする。(小数点以下4位を四捨五入する)</u></p> <p>(略)</p>	<p>第1条～第27条 略</p> <p>(理事、理事長及び監事の選挙)</p> <p>第28条 理事、理事長及び監事は、無記名投票による選挙により行わなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>第29条～第30条 略</p> <p>(理事会の決定事項)</p> <p>第31条 次の各号に掲げる事項は、理事会において決定する。</p> <p>(1) 組合会に提出する議案</p> <p>(2) 常務理事の選任及び解任の同意</p> <p>(3) 事業運営の具体的方針</p> <p>(4) 準備金その他の財産の保有及び管理の具体的方法</p> <p>(5) この規約に定める事項</p> <p>(6) その他事務執行に関する事項で理事会において必要と認めたもの</p> <p>第32条～第44条 略</p> <p>(保険料及び調整保険料の負担割合)</p> <p>第45条 一般保険料額及び調整保険料額の90分の56.25は事業主、90分の33.75は被保険者において負担する。(小数点以下4位を四捨五入する)</p> <p>(介護保険料額の負担割合)</p> <p>第45条の2 介護保険料額の事業主と被保険者の割合は、折半とする。(小数点以下4位を四捨五入する)</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p>

### 附則

#### (施行期日)

この規約は、令和8年4月1日から施行する。